



結婚相談のご案内

袋井市社会福祉協議会では、結婚相談所を開設しています。相談員が、丁寧に相談に応じ、幸せな出逢いの場を提供します。

登録されますと、四市一町結婚相談所【袋井・菊川・掛川・磐田・森】へ登録情報を提供し、共通名簿で相談を行います。素敵な出逢いを求めている方の登録をお待ちしております。お気軽にご相談ください。（常識の範囲外の行動が報告された場合は、登録を抹消させていただきます）

1 結婚相談開催日時・場所

開催日・時間	場所
毎月第1・第3日曜日・第2火曜日 午後1時～午後4時（受付は午後3時30分まで）	はーとふるプラザ袋井 （総合健康センター）

※開催日時は、結婚相談所開催日・市及び社会福祉協議会の広報誌で確認をお願いします。（祝日の場合は、翌日となります）

2 登録について

- (1) 結婚登録カードは、本人が自筆でご記入ください。
- (2) 新規登録には、写真（お1人で写っていて、お顔がはっきりわかるもの。3ヶ月以内に撮影されたスナップ写真：12～14cm×8～9cm）認印・本人確認のための身分証明書が必要です。（写真のない場合は受付できません）
- (3) 登録は本人とします。
- (4) 氏名・住所（町名）・電話番号以外を四市一町の閲覧名簿に記載します。非公開を希望する欄がありましたら、相談員に申し出てください。
- (5) 家族状況の欄には、同居・別居・既婚の兄弟・姉妹も記入してください。
- (6) 登録手続きが完了すると「結婚相談受付証（有効期限は受付日が属する年度を含め4年間）」を発行します。来所時には必ず持参し、提示してください。
- (7) 四市一町結婚相談所（袋井・菊川・掛川・磐田・森）に重複登録できません。
- (8) 利用料は、相談登録・紹介料等すべて無料です。



3 お見合いについて

- (1) 1回目のお見合いは、お引き合わせまで相談員が立ち会います。
- (2) お見合いの返事（結婚を前提として付合うかどうか）は相手に直接せず、相談員にお見合い後、速やかにご連絡ください。
- (3) お互いに2回目も会いたい場合は、相談員が間に入り出会いの日時と場所を設定しますが、基本的に立会はしません。
- (4) その後の交際の様子は、時折、担当相談員に伝えてください。

4 婚約成立

婚約が成立した時は、担当相談員に必ず報告をお願いします。



5 相談利用に関する注意事項

- (1) 相談開催日に「登録証」と運転免許証など本人確認できるものを提示することにより、四市一町結婚相談所の名簿・写真の閲覧ができます。名簿の閲覧については四市一町結婚相談所の開催日に閲覧できます。写真の閲覧については、見合い（希望）相手が登録している相談所にて1回2枚まで閲覧できます。あらかじめ担当相談員に申し出てください。
- (2) 見合いの申込みについては、他市町相談所では申込みできません。袋井市の相談所で申込みをしてください。
- (3) 紹介時に相手方の自宅や勤務先等に電話連絡・訪問・文通・面会の要求や身元調査などをしないでください。
- (4) 当相談所で知り得た情報は、すべて秘密厳守をお願いします。
- (5) 結婚が成立された場合や登録抹消をしたい場合は、必ずご連絡してください。
- (6) 注意事項を守らない場合、および常識の範囲外の行動が報告された場合等は、事務局の判断により登録抹消の手続きをさせていただきます。

【参考 他市町結婚相談所開催日時・場所】

相談所名・連絡先	開催日・時間	場所
磐田市 0538-37-9617	毎月第1日曜日・第2土曜日・第4日曜日 (午前9時～午前11時30分) 毎月第3水曜日 (午後6時～午後8時30分)	i プラザ 磐田市総合健康福祉会館 磐田市国府台 57-7
掛川市 0537-23-3036	毎月第1・2・3日曜日 (第2は女性のみ) (午後1時～午後3時30分)	掛川市総合福祉センター 「あいり～な」 掛川市掛川 910 番地の1
菊川市 0537-35-3724	毎月第1金曜日 (午後6時～午後9時) 毎月第3日曜日 (午前9時～正午)	菊川市総合保健福祉センター 「プラザけやき」 菊川市半済 1865 番地
森 町 0538-85-5769	毎月第2日曜日 (午前9時～午前11時30分)	森町保健福祉センター 周智郡森町森 50-

他市町相談所に写真の閲覧等に行かれる場合は担当相談員に申込みをし、事前に開催確認をしてください。



袋井市結婚相談所
社会福祉法人袋井市社会福祉協議会
袋井市久能 2515 番地の1
はーとふるプラザ袋井(総合健康センター内)
TEL0538(43)3020 FAX0538(43)6305

